

答申第 860 号

諮問第 1415 号

件名：審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定した理由ないしは法的根拠が分かる情報の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 10 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。ない訳がない。

愛知県警察本部警務部住民サービス課 A らによる諮問中の事件に対する「取下げ」という法に規定のない不適法な行為があった事実が無視され、審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行政不服審査法」という。）により保障された異議申立人の権利が侵害されたため。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、「平成 27 年 10 月 1 日付け愛知県個人情報保護審査会加藤茂による「愛知県個人情報保護審議会宛て意見書等について」の回答において」と記載されており、参考として、平成 27 年 10 月 1 日付け

「愛知県個人情報保護審議会宛て意見書等について（回答）」（以下「回答書」という。）が添付されていた。

当該回答書は、平成 27 年 2 月 12 日付けで個人情報保護審議会宛てに提出された意見書に対し、個人情報保護審議会が回答した文書である。

当該意見書は、愛知県警察本部長が愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年愛知県条例第 20 号）による改正前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき行った一部開示決定 1 件、不開示決定 2 件及び不訂正決定 1 件（以下「一部開示決定等」という。）に対する審査請求について、愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が平成 26 年 9 月 29 日付けで個人情報保護審議会に諮問を行ったが、平成 27 年 1 月 30 日付けで個人情報保護審議会に対し当該諮問の取下げを行ったことについて、個人情報保護審議会への諮問の継続を求めたものである。

これについて、個人情報保護審議会は、回答書において、公安委員会が個人情報保護審議会に対し諮問の取下げを行っていることから、個人情報保護審議会が調査審議をする前提となる諮問が存在せず、また、当該審査請求については、諮問の取下げと同日付けで公安委員会において却下する旨の裁決がなされていることから、個人情報保護審議会における調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないため、個人情報保護審議会として対応することはない旨を回答した。

本件開示請求書に記載された「審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定した」という部分から、本件開示請求者は、「公安委員会が個人情報保護審議会の承認を得た上で審査請求を却下し、これを受けた個人情報保護審議会が調査審議の対象となる「裁決前の審査請求」に該当しないと認定した」と考えていると解される。

よって、本件請求対象文書は、「公安委員会が個人情報保護審議会の承認を得た上で審査請求を却下し、これを受けた個人情報保護審議会が調査審議の対象となる「裁決前の審査請求」に該当しないと認定した」理由又は法的根拠が分かる文書を求めるものであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

個人情報保護審議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項による知事の附属機関として、個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定に基づき設置するものであり、同項には、「この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。」と定められている。

個人情報保護条例第 43 条第 1 項には、開示決定等（個人情報保護条例第 21 条各項の決定）、訂正決定等（個人情報保護条例第 32 条各項の決

定)又は利用停止決定等(個人情報保護条例第40条各項の決定)(以下「開示決定等」という。)について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、個人情報保護条例第43条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、個人情報保護審議会に諮問しなければならないと規定されている。そして、個人情報保護条例第46条において、個人情報保護審議会は、同項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をし、当該諮問に対する答申をする旨が規定されている。

不服申立ての却下は、行政不服審査法第40条第1項又は第47条第1項の規定に基づき行われる裁決又は決定であるが、実施機関が開示決定等についての不服申立てを却下する裁決又は決定を個人情報保護審議会が承認するといった個人情報保護条例上の規定はなく、個人情報保護審議会には当該不服申立てを却下する裁決又は決定を承認する権限はない。

よって、個人情報保護審議会が、公安委員会による前記(1)の審査請求の却下の裁決を承認することはない。

念のため、個人情報保護条例を所管し、個人情報保護審議会の庶務を処理する愛知県県民生活部県民総務課を探索したが、本件請求対象文書は存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書、異議申立書及び実施機関が作成した不開示理由説明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、愛知県警察本部長が行った一部開示決定等に対する公安委員会宛て審査請求について、個人情報保護審議会が、公安委員会が審査請求を却下することを承認し、調査審議の対象となる「裁決前の審査請求」に該当しないと認定した理由又は法的根拠が分かる情報が記載されている文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 開示決定等は、行政不服審査法に規定する処分に当たり、この処分に

ついて不服がある者は、処分庁に上級行政庁があるときは当該上級行政庁（以下「審査庁」という。）に対し、審査請求をすることができるものとされている。

行政不服審査法第 40 条では、審査庁は、審査請求について、裁決により、不適法であるときは却下し、理由がないときは棄却し、理由があるときは処分庁の処分の全部又は一部の取消し等を行うものとされている。

また、個人情報保護条例第 43 条第 1 項では、開示決定等について行政不服審査法による審査請求があったときは、審査庁は、遅滞なく個人情報保護審議会に諮問しなければならないものとされている。なお、審査請求が不適法であり、却下の裁決をするときは諮問を要しないこととされている。

そして、個人情報保護条例第 46 条では、個人情報保護審議会は、審査庁からの諮問に応じ、審査請求について調査審議し、答申をするものとされている。なお、個人情報保護審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する知事の附属機関として、個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定に基づき設置されたものである。

イ 本件異議申立てで対象となっている審査請求の事案についてみると、処分庁である愛知県警察本部長が行った一部開示決定等に対し、上級行政庁である公安委員会に審査請求がなされた事案であり、当該審査請求に対する裁決は、審査庁である公安委員会が、その権限と責任に基づき行うこととなるものと認められる。

ところで、実施機関によれば、公安委員会は、平成 26 年 9 月 29 日付けで個人情報保護条例第 43 条第 1 項の規定により個人情報保護審議会に本件審査請求に係る諮問を行ったとのことである。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、公安委員会は、諮問を行った後、審査請求書に形式的不備があったことから、審査請求人へ補正命令書を送付したが、審査請求人がこれに応答しなかったため、平成 27 年 1 月 30 日付けで本件審査請求を却下する裁決を行い、同日付けで諮問の取下げを行ったとのことである。

ウ 以上のことからすれば、知事の附属機関として設置された執行権を有しない個人情報保護審議会が、執行権を有する審査庁である公安委員会の裁決を承認するというのではなく、その理由又は法的根拠が分かる情報が記載された文書も存在しないものと認められる。また、公安委員会は本件審査請求に対する却下の裁決を行ったことから、個人情報保護審議会に諮問する必要がなくなったとして、これを取り下げたものであるが、これは審査請求に対する裁決を終えた審査庁として当然の措置であり、個人情報保護審議会が、調査審議の対象となる「裁決前の審査請

求」に該当しないと認定することはなく、その理由又は法的根拠が分かる情報が記載された文書も存在しないものと認められる。

エ したがって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成 27 年 10 月 1 日付け愛知県個人情報保護審査会加藤茂による「愛知県個人情報保護審議会宛て意見書等について」の回答において、愛知県警察本部刑務部住民サービス課 A らによる諮問中の事件に対する「取下げ」という法に規定のない不適法な行為があった事実が無視され、審査請求を却下することを愛知県個人情報保護審議会が認め調査審議の対象となる裁決前の審査請求に該当しないと認定した理由ないしは法的根拠が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27.11.30	諮問
29.5.12	実施機関から不開示理由説明書を受理
29.5.16	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
29.10.30 (第534回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取及び審議
29.12.7 (第538回審査会)	審議
30.1.12	答申